

# 園芸施設共済

あなたの大切なハウスを災害から守りましょう！



安心のネットワーク

**NOSAI**長野





## 集団加入でお得に加入しましょう!

### 集団加入による掛金等の割引措置について

生産部会や地域の集団でご加入いただくと、掛金等の割引ができるようになりました。

#### 【割引の要件】

下記の内容について協定を結びます。

- ①園芸施設共済に加入する旨の取り決めを行うこと。
- ②一斉加入受付を実施すること。
- ③特定園芸施設の適切な補強・保守管理に取り組むこと。



#### 【割引の内容】

#### 1 加入割合※アップで掛金がお得に!

加入割合アップ + 加入割合が8割超

掛金 **5%割引**

#### 2 一斉加入受付で賦課金がお得に!

5名以上の  
一斉加入受付

10名以上の  
一斉加入受付

賦課金 **10%割引**      **20%割引**

※加入割合は、集団の構成員のうち、園芸施設共済に加入申込をした方の割合です。

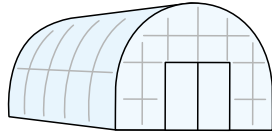
## 収入保険とあわせての加入がおすすめです!

農業経営には農業用設備の損壊のほかに、市場価格の低下や、自然災害による収量の減少といった様々なリスクが潜んでいます。

ハウスの損害を補てんする園芸施設共済と収入の減少を補てんする収入保険をあわせて加入することにより、充実の補償で安心して農業を行えます。

この機会に、収入保険へのご加入もご検討ください。

園芸施設共済



収入保険

※収入保険への加入は青色申告を行っている方が対象となります。

※収入保険については、園芸施設共済の施設内農作物と重複しての加入はできません。



安心のネットワーク

**NOSAI長野**

ご不明な点などは最寄りの支所までお問い合わせください。

ホームページ <http://www.nosai-nagano.or.jp>

メールアドレス [info@nosai-nagano.or.jp](mailto:info@nosai-nagano.or.jp)

#### 長野県農業共済組合

本所  
〒380-0935  
長野県長野市大字中御所字岡田79-5  
TEL 026-217-5800  
FAX 026-217-5816

#### □佐久支所

〒384-2102  
佐久市塩名田390  
TEL 0267-58-2580  
FAX 0267-58-2581

#### □上小支所

〒386-0151  
上田市芳田1817-2  
TEL 0268-35-3333  
FAX 0268-36-4154

#### □諏訪支所

〒391-0013  
茅野市宮川4392-1  
TEL 0266-73-3211  
FAX 0266-73-3214

#### □上伊那支所

〒399-4431  
伊那市西春近2526  
TEL 0265-73-2221  
FAX 0265-73-9181

#### □下伊那支所

〒395-0803  
飯田市鼎下山331  
TEL 0265-23-7600  
FAX 0265-23-7632

#### □木曾支所

〒397-0001  
木曾郡木曾町福島2420-2  
TEL 0264-24-2367  
FAX 0264-24-3122

#### □松塩筑支所

〒390-0851  
松本市大字島内1666-777  
TEL 0263-40-2503  
FAX 0263-48-0750

#### □安曇野支所

〒399-8211  
安曇野市堀金烏川2661-2  
TEL 0263-72-5192  
FAX 0263-72-5191

#### □北アルプス支所

〒398-0002  
大町市大町1630-1  
TEL 0261-22-8488  
FAX 0261-22-8240

#### □北信支所

〒389-1105  
長野市豊野町豊野631  
(長野市豊野支所庁舎2階)  
TEL 026-219-2892  
FAX 026-215-3031

#### □更埴出張所

〒389-0821  
千曲市上山田温泉4-15-1  
TEL 026-214-3258  
FAX 026-214-3236

## 掛金例(単位:円)

本体設置年数:5年以上6年未満、被覆期間:12か月、小損害不填補3万円または共済価額の5%、新規加入の場合

### ガラス室Ⅱ類 20-1型 単棟

設置面積162㎡(9m×18m)



	小損害不填補 3万円または 共済価額の5%	特約等加入の場合		合計
		復旧費用分	付保割合追加 2割	
共済金額	1,784,332	446,083	557,605	2,788,020
掛金	1,249	624	780	2,653

### プラハウスⅡ類 40-1型 単棟

設置面積162㎡(5.4m×30m)、パイプ径22.2mm、農PO0.15mm新品、スプリング留め



	小損害不填補 3万円または 共済価額の5%	特約等加入の場合		合計
		復旧費用分	付保割合追加 2割	
共済金額	516,792	118,260	158,763	793,815
掛金	7,374	1,520	4,067	12,961

### プラハウスⅡ類(アスパラハウス) 40-3型 単棟

設置面積48㎡(2.4m×20m)、農ポリアスパラエース0.07mm新品、パッカー留め



	小損害不填補 3万円または 共済価額の5%	特約等加入の場合		合計
		復旧費用分	付保割合追加 2割	
共済金額	33,028	5,760	9,698	48,486
掛金	471	74	253	798

### プラハウスⅣ類甲 61-2型 単棟

設置面積162㎡(6m×27m)、プラハウスⅣ類甲 耐久農ビ0.15mm、スプリング留め



	小損害不填補 3万円または 共済価額の5%	特約等加入の場合		合計
		復旧費用分	付保割合追加 2割	
共済金額	1,835,579	408,499	561,020	2,805,098
掛金	6,351	963	3,416	10,730

### プラハウスⅣ類乙 62-2型 単棟

設置面積162㎡(6m×27m)、耐久農業用フッ素樹脂フィルム0.08~0.15mm、スプリング留め



	小損害不填補 3万円または 共済価額の5%	特約等加入の場合		合計
		復旧費用分	付保割合追加 2割	
共済金額	2,405,092	408,499	703,399	3,516,990
掛金	19,745	5,143	11,157	36,045

### プラハウスⅤ類(雨よけ等) 80-3型 単棟

設置面積162㎡(5.4m×30m)、パイプ径22.2mm、農PO0.15mm新品、スプリング留め



	小損害不填補 3万円または 共済価額の5%	特約等加入の場合		合計
		復旧費用分	付保割合追加 2割	
共済金額	478,456	94,608	143,267	716,331
掛金	10,860	1,203	5,729	17,792

#### 注意事項

別途、事務費賦課金をいただきます。  
掛金例は、あくまで一例です。主要骨材や被覆材、経過年数等により、共済金額や掛金等は変動します。撤去費用に加入の際は、別途掛金が必要となります。  
付保割合追加特約の選択割合、小損害不填補の額、被覆期間、危険段階別共済掛金率により掛金等は異なります。

#### 共済掛金の割引措置

- ① 骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより作られている施設(40-2型)の共済掛金を割り引きます。
- ② 骨格の主要部分が31.8mm未満の径のパイプにより作られている施設(40-1型)でも、補強内容の条件を満たせば、共済掛金を割り引きます。

## 加入できるもの

ハウス本体に加えて4種類のオプションを組み合わせて加入できます。※自動継続特約を付けることができます。

### 基本加入

#### 特定園芸施設 〔本体 + 被覆材〕

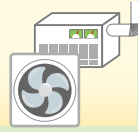
内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス



### オプション加入

#### 附帯施設

暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御施設、サイド巻上機(くるくる)など



#### 撤去費用

ハウス本体の解体や廃材の撤去・処分に要する費用



#### 復旧費用

被災した本体、附帯施設の復旧に要した費用

#### 施設内農作物

施設内で栽培されている野菜、花き



※撤去費用・復旧費用は棟ごとに選択することができます。

附帯施設・施設内農作物に加入する場合は、すべてに加入しなくてはなりません。棟ごとに選択できません。

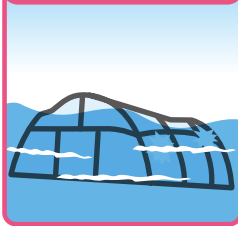
※施設内農作物については、収入保険制度と重複しての加入はできません。

## 支払の対象となる災害(共済事故)は

### 風害



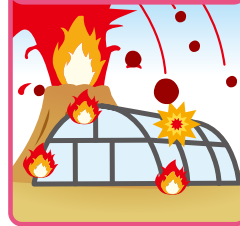
### 水害



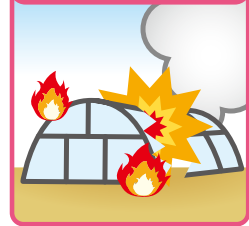
### 雪害



### 地震・噴火



### 火災・破裂および爆発



### 車両の飛び込み



### 鳥獣害



### 病虫害



施設内農作物に加入した場合に限る

- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害
- (2) 火災
- (3) 破裂及び爆発
- (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6) 鳥獣害
- (7) 病虫害(施設内農作物に加入した場合に限る)

## 園芸施設共済に加入できる要件は

所有又は管理する農作物の栽培を目的としたハウスの設置面積が**200㎡以上**(ガラス室は100㎡以上)の農家であれば加入できます。\*1

なお、**ハウスが複数ある場合は、そのすべてを加入する必要があります。**\*2

\*1 面積が達していなくても組合員であれば加入できます。

\*2 次のような場合は除外することができます。

①耐用年数を2.5倍以上経過している場合(パイプハウスで25年)②他の損害保険等に加入している場合



## 補償期間(共済責任期間)は

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。

ただし、本体の設置期間が周年でない場合には、設置期間に合わせて1ヵ月以上1ヵ月単位で加入することができます。



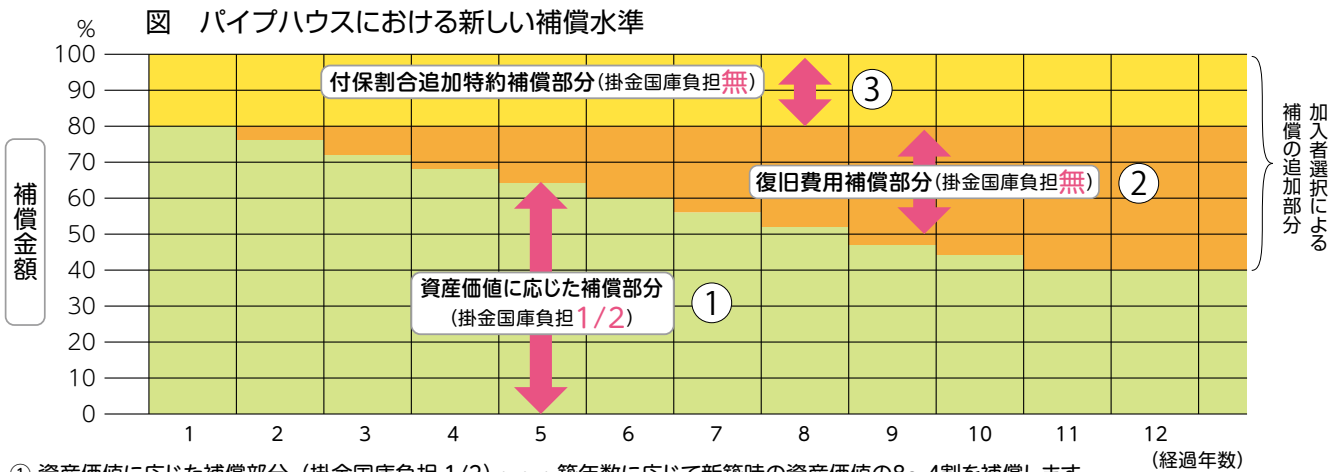
# 補償される金額(共済金額)は

ハウス本体等の共済価額の補償割合(付保割合)を最低40%から最高80%の範囲で選択できます。  
付保割合追加特約を付加すると**最高100%まで**補償されます。

	共済価額	補償割合(付保割合)	共済金額
基本加入	ハウス本体の時価額	× 補償割合の上乗せ特約追加で <b>最高100%まで</b>	ハウス本体の補償額
	被覆材の時価額		被覆材の補償額
オプション加入	附属施設の時価額	× <b>最高80%まで</b>	附属施設の補償額
	撤去費用の基準額		撤去費用の補償額
	復旧費用の基準額		復旧費用の補償額
	施設内農作物の価額		施設内農作物の補償額

## 付保割合の引上げ特約と復旧費用で補償がさらに手厚く!

施設本体、附属施設については、加入時に特約を付加することにより築年数にかかわらず新築時の資産価値<sup>\*1</sup>まで補償します。  
\*1 新築時の資産価値とは標準的な建築価額もしくは実際の建築価額のどちらかで、加入時に加入者が選択した額です。



- ① 資産価値に応じた補償部分 (掛金国庫負担 1/2)・・・築年数に応じて新築時の資産価値の8~4割を補償します。
- ② 復旧費用補償部分 (掛金国庫負担無)・・・復旧を条件に新築時の資産価値の最大8割まで補償します。被覆材は対象外となります。
- ③ 付保割合追加特約補償部分 (掛金国庫負担無)・・・共済価額の最大 2 割を上乗せできます。(1 割もしくは 2 割)

(特約追加の条件等)  
ア ②・③の追加については棟ごとに選択可能です。  
イ ②・③は両方、またはいずれか1つのみを選択することができます。  
ウ ③は付保割合8割を選択した場合に付加することができます。

## 掛金は

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12 \text{ カ月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

**ポイント1** 掛金の**半分**を国が負担します。  
(一戸当たりの共済金額の合計が1億6,000万円まで)  
※ただし、復旧費用と付保割合追加特約には国の負担がありません。また、小損害不填補1万円特約を選択した場合の特約にかかる掛金についても全額加入者負担となります。



**ポイント2** 掛金は税金の控除対象となります。

**ポイント3** 危険段階別共済掛金率を導入しています。  
過去の損害率によって農家ごとに掛金率を設定しています。

**ポイント4** 未被覆の期間も補償対象です。  
掛金率は被覆期間に比べて安くなっています。

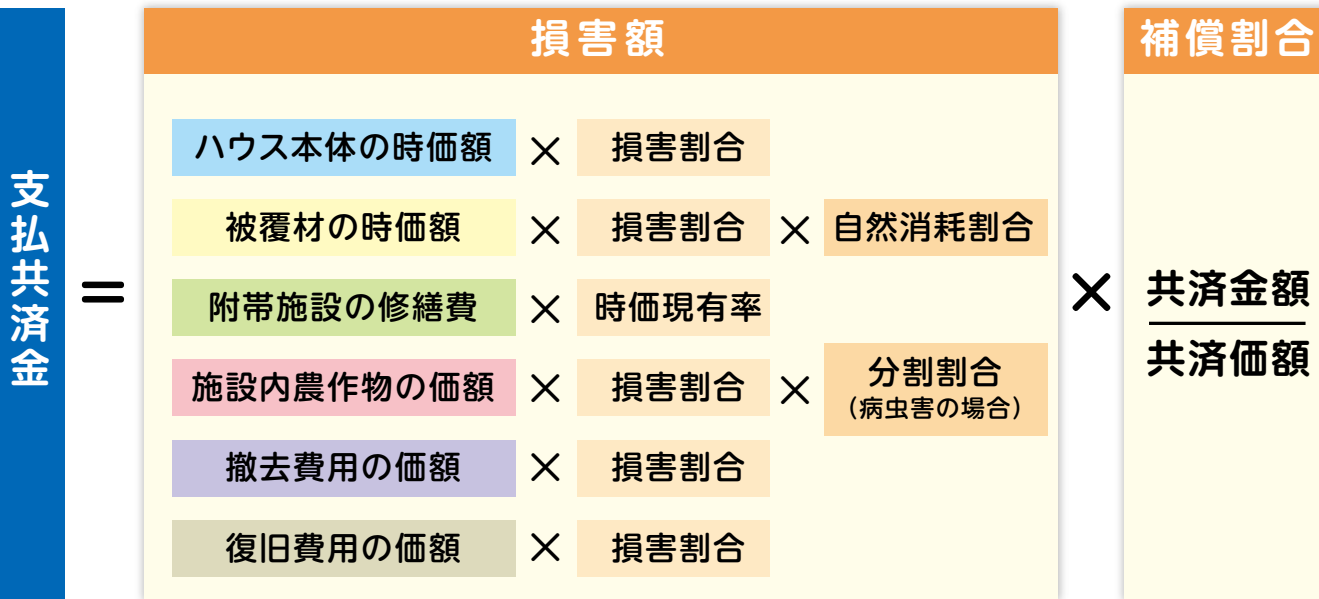
# 共済金の支払いは

1棟ごとにNOSAIが算定した損害額が引受時に選択した下記の金額を超えたときにお支払いします。  
小損害不填補の額は棟ごとに選択が可能です。

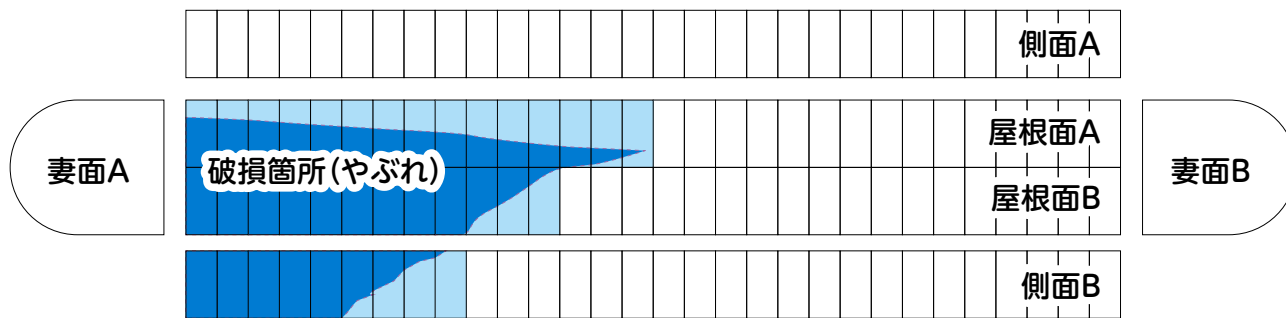
《小損害不填補の額》 選択した額が大きくなるほど、掛金が安くなります。

① 特約 1万円 <small>小さな損害から対象にしたい場合に!</small>	② 3万円 または共済価額の5%	③ 10万円	④ 20万円	⑤ 50万円	⑥ 100万円
---	------------------------	-----------	-----------	-----------	------------

※①は②を選択した方のみ付加できる特約です。①の特約部分の掛金については全額加入者負担となります。



## 被覆材の評価例(パイプハウスの場合)



被覆物の破損割合に応じて損害額が算定されます。  
(上図では   部分を被害面積として評価します。)  
被害面積割合が施設構造部分別(※)に被覆面積の8割以上の場合は被害面積割合を10割とします。  
※妻面・側面・屋根面をそれぞれA面とB面に区分したもの

## NOSAIからのお願い

次のような場合は**すみやかに連絡**をお願いします。

- 被害が発生した場合
- 施設を増改築、譲渡、解体などした場合
- 被覆計画に変更があった場合

**注意** 連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われない場合があります。

